

徳島県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「徳島県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、徳島県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、老朽化対策など計画的かつ円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有・発信に関すること。
 - (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
 - (3) 道路施設の技術基準類等の共有や技術的支援に関すること。
 - (4) その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項
2. 本会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議（専門部会含む）について、非公開で行うものとする。

(組 織)

- 第4条 本会議は、第2条の目的を達成するため、徳島県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。
2. 本会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長、副会長は徳島県県土整備部道路整備課長とする。
 3. 本会議の構成は「別表」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
 4. 会長に事故等があるときには、副会長がその職務を代行する。
 5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

(事務局)

- 第5条 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。
2. 事務局は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所、徳島県県土整備部道路整備課に置く。
 3. 事務局は、次の事項について調整する。
 - (1) 本会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
 - (2) 本会議における審議議題の調整
 - (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
 - (4) その他、本会議の運営に際し必要となる事項の調整

(規約の改正)

- 第6条 本規約の改正等は、本会議の承認により行うことができる。
- ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議全員に通知するものとする。

(その他)

- 第7条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成 26 年 5 月 29 日から施行する。

専門部会として、徳島県跨道橋連絡部会を平成 27 年 1 月 8 日より設置する。

本規約は、平成 27 年 5 月 25 日から一部変更する。(別表)

専門部会として、徳島県道路鉄道連絡会議を平成 29 年 3 月 9 日より設置する。

本規約は、令和 4 年 10 月 26 日から一部変更する。(別表)

本規約は、令和 5 年 10 月 24 日から一部変更する。(別表)

本規約は、令和 6 年 10 月 25 日から一部改正する。

徳島県道路メンテナンス会議 名簿 (令和6年10月25日改正)

	所 属	役 職
会 長	国土交通省四国地方整備局	徳島河川国道事務所長
副会長	徳島県県土整備部	道路整備課長
	徳島市	都市建設部長
	鳴門市	経済建設部長
	小松島市	都市整備部長
	阿南市	建設部長
	吉野川市	建設部長
	阿波市	建設部長
	美馬市	建設部長
	三好市	建設部長
	勝浦町	建設課長
	上勝町	建設課参事兼課長
	佐那河内村	建設課長
	石井町	建設課長
	神山町	建設課長
	那賀町	建設課長
	牟岐町	建設課長
	美波町	建設課長
	海陽町	建設防災課長
	松茂町	建設課長
	北島町	建設課長
	藍住町	建設産業課長
	板野町	建設課長
	上板町	建設課長
	つるぎ町	建設課長
	東みよし町	建設課長
	西日本高速道路株式会社 四国支社	徳島高速道路事務所長
	本州四国連絡高速道路株式会社	鳴門管理センター所長
オブザーバー	国土交通省四国地方整備局	道路部 道路保全企画官
	国土交通省四国地方整備局	道路部 地域道路課長
	国土交通省四国地方整備局	四国技術事務所長
	(公益財団法人)徳島県建設技術センター	理事長
事務局	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所	
	徳島県 県土整備部 道路整備課	